



第5次宮代町総合計画 基本構想（案）

宮代町

目 次

第1章 まちづくりの目標	1
第2章 土地利用方針	3
第3章 構想と方針	
構想1 宮代らしさを価値として高めていく	5
構想2 コンパクトな町の強みを活かす	7
構想3 さまざまな活動や主体を生み出す	9
構想4 社会環境の変化に対応し、行政運営を変化させ続ける	11
参考	14

第1章 まちづくりの目標

宮代町の未来像

首都圏でいちばん人が輝く町

宮代町は、都市的に洗練された面と、居心地の良い田園的な面を有しています。この両方の要素を兼ね備えている市町村は、そう多くはありません。都市と田園の絶妙なバランスは「宮代らしさ」を形成しており、これが宮代町の良さであると言えます。

宮代町はすでに、東京のベッドタウンではなくなっています。宮代町はかつてのように、都心に通勤する人たちのための町ではなく、今では、宮代町に住み、近隣で働く人たちの数も増えています。コンパクトな町の中で行われている活動も、それに取り組んでいる人々も、顔の見える距離にあります。これらは宮代町がセールスポイントとして力を入れていくべき点です。

次の10年はこうした「宮代らしさ」を価値として高める機会ととらえ、住みたい、住み続けたいと思える町になることを目指します。

■構想

未来像を実現するための構想を以下のように定めます。

- 1 宮代らしさを価値として高めていく
- 2 コンパクトな町の強みを活かす
- 3 さまざまな活動や主体を生み出す
- 4 社会環境の変化に対応し、行政運営を変化させ続ける

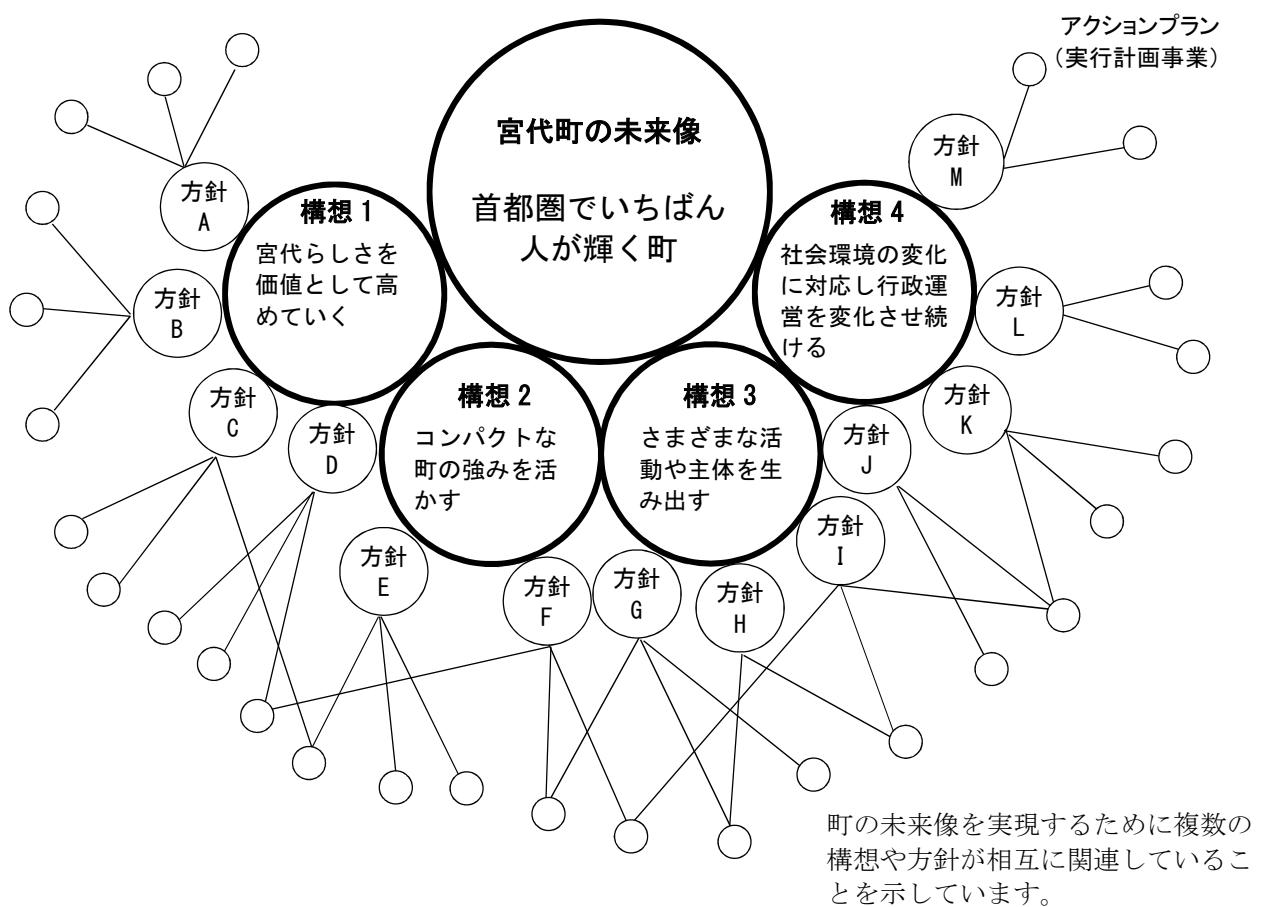
■計画期間

令和3年度～令和12年度（前期実行計画5年、後期実行計画5年）

■将来人口

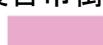
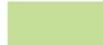
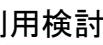
令和12年度の目標人口を34,000人とします。

《宮代町の未来像に対する構想と方針のイメージ図》

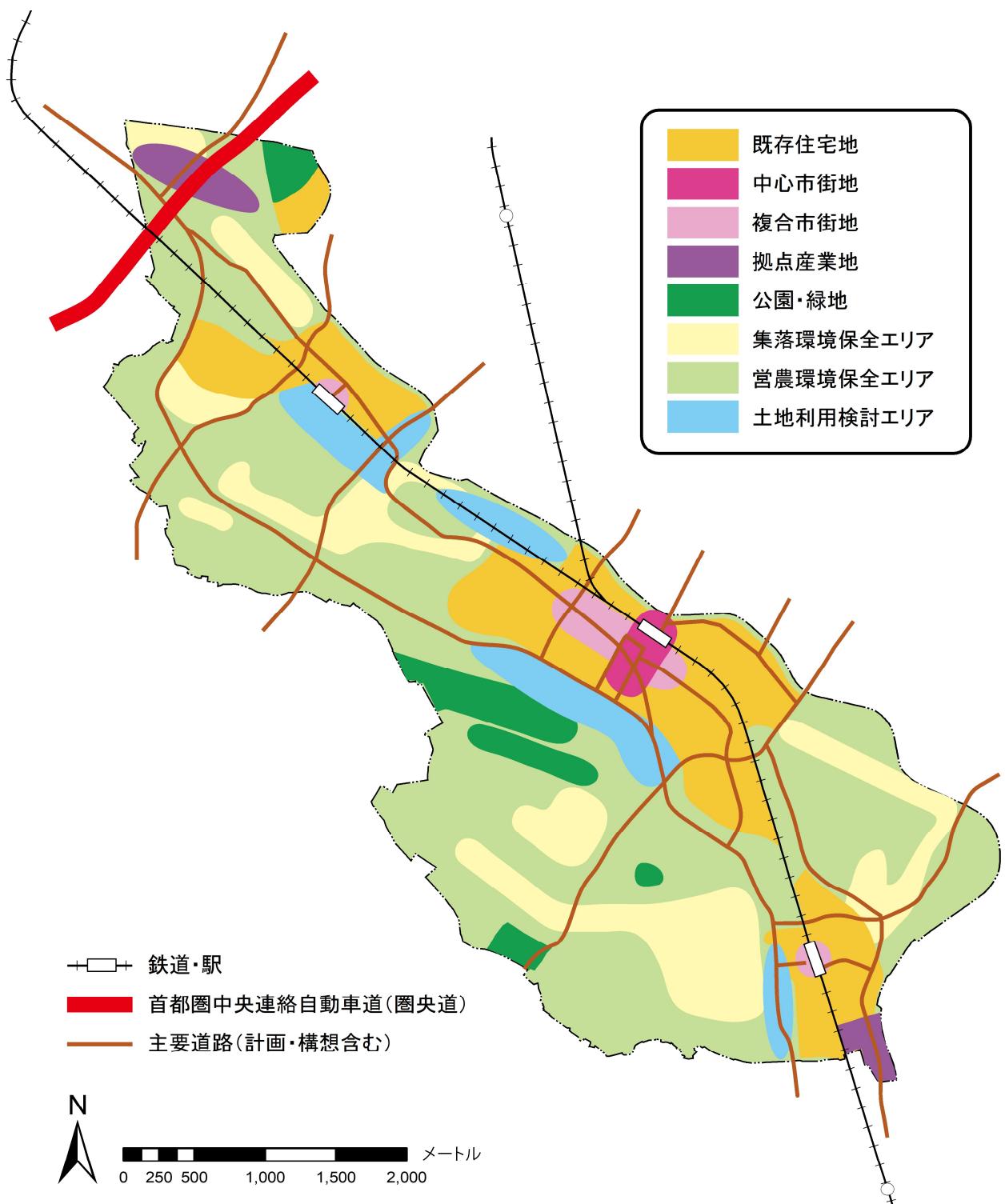


第2章 土地利用方針

コンパクトな町の強みを活かし、宮代らしさを価値として高めていく上で、土地は共通の基盤です。地域の発展やこの町に住む皆さん、この町で活動する皆さんの生活と深いかかわりを持っており、土地利用にあたっては、都市の均衡ある発展、自然との共生、安全で快適な環境の確保を図ることを基本として、有限な資源の保全に努めながら総合的・計画的に進めていきます。

区分	土地利用方針
既存住宅地 	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄道駅周辺や一部郊外に整備されている既存住宅地については、建築協定や地区計画などの積極的な活用を図りながら、適切な管理による住宅地の“質”的維持・向上を推進します。
中心市街地 	<input checked="" type="checkbox"/> 東武動物公園駅前の中心市街地については、商業・業務、行政、医療・福祉などの多様な都市機能の維持・誘導を図るとともに、利便性向上に向けた駅前広場や道路等の基盤整備を推進します。
複合市街地 	<input checked="" type="checkbox"/> 中心市街地の都市機能を補完し、周辺住民の生活を支える駅周辺の複合市街地については、居住地に近い身近な商業・サービス機能の維持・充実を推進します。
拠点産業地 	<input checked="" type="checkbox"/> 和戸横町土地区画整理事業区域における、交通利便性を活かした新たな工業団地の整備を推進します。東武鉄道春日部操車場周辺の既存工業地は、引き続き適正な管理を促進します。
公園・緑地 	<input checked="" type="checkbox"/> 生活に潤いを与える公園・緑地については、自然や農地とのふれあい機能やスポーツ・レクリエーション機能の適正管理と充実を図ります。
集落環境保全エリア 	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域の既存集落地については、周辺環境との調和を前提としながら、集落環境の形成・改善に資する一體的な取組を推進します。
営農環境保全エリア 	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域における農業振興地域の農用地区域については、本町の農業生産を支える場として、農業振興方策との連携を図りながら、適切な管理・保全を図ります。
土地利用検討エリア 	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、都市基盤が比較的整備されているエリアについては、周辺の自然環境との調和を前提としながら、町の活力創出・利便性に資する新たな土地利用の可能性について検討します。

■ 土地利用方針図



第3章 構想と方針

構想1 宮代らしさを価値として高めていく

東武スカイツリーラインの終点である宮代町は、北関東への入り口であると同時に東京への入り口でもあります。日本工業大学、東武動物公園が立地し、進修館、山崎山、新しい村などの資源は人々を惹きつける魅力にあふれています。わずか16平方キロメートルの中に、宮代町の魅力を高める要素が、ふんだんに詰め込まれています。

宮代町では建物が低層に建ち並んでいる、空が高い、駅を降りて視野の先に平地林が見えるといった特性があります。また、小生物、鳥などは、私たちの生活が自然とともにあることを実感させてくれます。古利根川や姫宮落川など、大小の河川が流れ、沿うように点在する桜は4000本近くになり、各地域の寺社、教会、地域に今も残る行事は有形無形の魅力を今に伝えています。こうした宮代町の特性は、都会においてはすでに失われ、望んでも手に入らないものです。

町に住む人も、外から訪れる人も、こうした宮代町の魅力をかけがえのないものとしてともに認識し、未来につむいでいくことで、「宮代らしさ」を価値として高めていくことが大切です。そのためには、町民自身が町の良さを知り、外に伝えていく、ハード事業、ソフト事業問わず、町の施策の一つひとつで、こうした町の良さを意識しながら事業を進めていく必要があります。そして外に向かって、繰り返し丁寧に「宮代らしさ」を伝えていき、「さすが宮代」「なるほど宮代」「やっぱり宮代」と思わせる取り組みを進めていきます。

方針A 町の原風景を形づくる「農」の資源を生かして行く

田や畠、雑木林、河川など、町の原風景を形づくる「農」の資源は人が自然に手を入れることによって作られてきました。こうして、宮代町では農村集落を中心に里山的な風景が形成されています。こうした地域資源を農業だけでなく、観光や環境、教育、福祉など、さまざまな分野で活かすことで、町の取り組みの魅力や価値、独自性を高めていきます。

方針B 東武動物公園駅西口エリアの魅力を高めていく

東武動物公園駅西口周辺には、進修館、笠原小学校、新しい村、東武動物公園などが、狭い範囲の中に点在しています。町の玄関口であるこのエリアには町の外から多くの皆さんのが訪れます。このエリアを「線と面」で考え、整備し、賑わいを演出することで、他の自治体とは違う「宮代らしさ」を展開していきます。

方針C 宮代を発信していく

改めて町に目を向け、深く知ることで、今まであたりまえだった景色や出来事、知らなかった地域の取り組み、気がつかなかつた町の魅力が見えてきます。同じ魅力に共感する仲間もいます。町を知り、町を伝える、そして町の魅力を自慢し、宮代を発信していきます。

構想 2 コンパクトな町の強みを活かす

町域が狭く、その中心を鉄道が縦断しているということや、過去においてコンパクト化を志向してきたということもあり、他の自治体が望んでいるコンパクトシティの姿が、すでに宮代町にはあります。こうした宮代町の特性は高齢化社会の中においてはプラスに働きます。コンパクトなまちは比較的「顔が見える関係」を築きやすく、住民と住民、生産者と消費者、店舗と顧客など、顔が見える関係を広げ、深めていくことができ、安心や安全、地域経済における好循環をもたらすことができます。

しかし、これから約10年はさらなる高齢化に突入する10年でもあり、「今までそうだった」では、済まなくなっています。人々が生活する範囲も今までよりも狭まっています。進修館に出てきて何かをする、というのが出来にくくなります。それよりもむしろ、地域の集会所や公民館で活動する機会が増えてくることになります。人々の足は進修館や役場から遠のき、自らが生活する半径200メートル程の世界に孤立してしまいます。

こうした皆さんのが行政に対する関心や興味を失ってしまい、あきらめに近い気持ちを持つようになってはいけません。行政の目が届かなくなってしまう人々が出現しないようにしなければなりません。地域ごとの地域交流サロンにより、地域の皆さんのが交流できる場、を行政が支援する、ということから一歩踏み出し、行政が役場という「本丸」を出て、地域コミュニティをサポートし、町民との共同作業ができる素地を作ることも必要になってきます。このことで、コンパクトな町の強みを活かしていきます。

方針D 歩きたくなる「まちなか」をつくる

和戸駅、姫宮駅、東武動物公園駅を核として過去に整備された市街地は少子・高齢化などにより、生活圏に求められているものも変化していることから、ハード、ソフト両面で、魅力を高めるための行動が必要です。地域の活性化にとって、多様な人々の出会いや交流は欠かせません。芝生やカフェ、椅子のある歩道や公園、オープンカフェ、いろいろな使い方ができる空間など、ゆるやかなつながりでコミュニティが生まれる居場所などにより、居心地の良い「まちなか」を創ります。

方針E 日々の生活のアクセス性を高める

高齢者を中心として移動手段は自家用車から他の手段に変わってきており、遠くへの移動、そのものが困難な方も増えています。この変化に取り残される人が出ないような支援を行います。また、広域的な医療や防災力向上の視点から隣接する市町へのアクセス性の向上につとめます。

方針F 顔が見える地域経済をつくる

大量生産、大量消費経済による「顔が見えない経済」から「顔が見える地域経済」へ意識を変えることで、お金も人も地域の中で循環させることができます。人口減少社会を見すえて、地域密着、地域主体の経済づくりを進めていきます。

構想3　さまざまな活動や主体を生み出す

人口減少・高齢化社会に対応するためには、かつて例のない、あるいは予測できないような社会変化にも対応していかなければなりません。そのためには、行政が旗振りをして住民を組織するという、かつてのモデルではなく、住民自らが足元の課題に気づき、意思をもって解決していくことが重要になってきます。町が行政課題を的確に捉え、目の前の問題を解決していくのと同じぐらい、あるいは、それ以上に、町民が自らの意思によって社会的な課題を解決することは大きな意義を持ちます。町民が主役になって行動を始めてこそ、町は大きく変わっていきます。

そのためには、ある一時行政が目的をもって市民活動の発生を促すというよりも、その時々の社会情勢や、地域課題に対応した町民による活動が自発的、自然発生的に生まれる、そういう町になる必要があります。市民活動や地域活動に取り組む団体は、その分野における専門家集団でもあります。町民が地域の課題や将来に興味を持ち、共に学び、実践することを繰り返す、こうした共通の場、オープンな仕組みを、10年後を見すえて町が用意することも求められています。

一方で民間企業が本業を通して地域貢献を行うという考え方が定着しつつあり、公共的な課題を解決し、持続可能な公共サービスを提供するためには従来の発想や固定概念にとらわれずに、あらゆる分野で行政と民間企業の連携を進める「官民連携」手法を取り入れていくことも必要です。また、公共施設だけでなく、空き家、空き店舗などの点在する遊休スペースや街区公園を有効に使い、さまざまな活動の場に生まれ変わることを視野に入れてていきます。

方針G 地域に人々が集まる場を生み出す

気軽に通える、誰かと会って話ができるなど、地域の中できまざまな人々が集まる場は、安心や安全をもたらすと同時に、新たな知恵や活動が生まれるキッカケの場でもあります。活動内容や規模の大小、世代にかかわらず、交流し、触発し合うことで多様性のある地域づくりを進めることを支援します。

方針H 活動が生まれる「学び舎(学びのプラットフォーム)」づくり

今まで、それぞれの時代ごとに新しい活動が生まれ、地域のさまざまな課題を解決してきました。これからも、その時々の課題や時代の要請に柔軟に応えるためには、町民の中からこうした気運や活動が生まれてくる必要があります。参加者が集まり、活動が生まれる「学び舎(学びのプラットフォーム)」づくりを進めます。

方針I 町の中のキープレイヤー同士で連携する

町の中のキープレイヤー同士が個別に連携するだけでなく、町、東武鉄道、東武動物公園、日本工業大学、民間セクター、NPO法人などが連携して「チームみやしろ」により一体となって宮代の魅力を高めていきます。

方針J 町中の遊休スペースを効果的に活用する

人口構造や社会環境の変化にともない、今までよく使われていた場所も、今では使われていないといったことがあります。役割や機能を変えることで、使う人も変わり、使いようがなかった場所や空間も宝になります。地域に役立つものに変えていきます。

構想 4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける

宮代町は平成17年度に策定した「公共改革プログラム」において、町を創り、動かしていくのは行政だけでなく、それ以外の主体、NPOや市民グループ、民間企業もそれぞれに公共的な役割を果たしていくことが可能であるということを示しました。「行政改革」ではなく「公共改革」としたのは、こうした理由によります。そして、改革目標として「前例にとらわれない効率的な行政」「多様な主体による公共の運営」「財政運営と財政基盤の強化」を掲げました。こうした考え方の骨子そのものは、現在も変わるものではありません。

しかし、目の前にある社会的課題は、時の流れとともに、刻々と変化しています。新しいと思われた考えや仕組みは、いつかは時代遅れとなり、当たり前と思われていたことも、当たり前ではなくなっています。前例踏襲や慣例にとらわれず新しい一步を踏み出すためには常に行政も変わっていかなければなりません。また、町の取り組むべき課題は、子育て支援、高齢者の居場所づくりなどさまざまな世代に及んでいます。地域コミュニティ、公共施設のあり方、地域福祉、定住促進など、一つの分野だけで完結することではなく、相互に関連しあいながら課題を解決していくことが求められています。こうしたことを見頭に行政は変化し続けていく必要があります。

方針K 縦割りから横断的行政運営へ

社会課題が複雑化するに従って、行政の一部署だけでは解決が難しくなってきており、縦割りのままの行政組織では時代の変化についていくことが難しくなっています。「官民連携の場」「横串になる組織」「即応できる機動力のある組織」により横断的な行政運営ができるような体制を整えます。

方針L 多様な主体による公共の運営

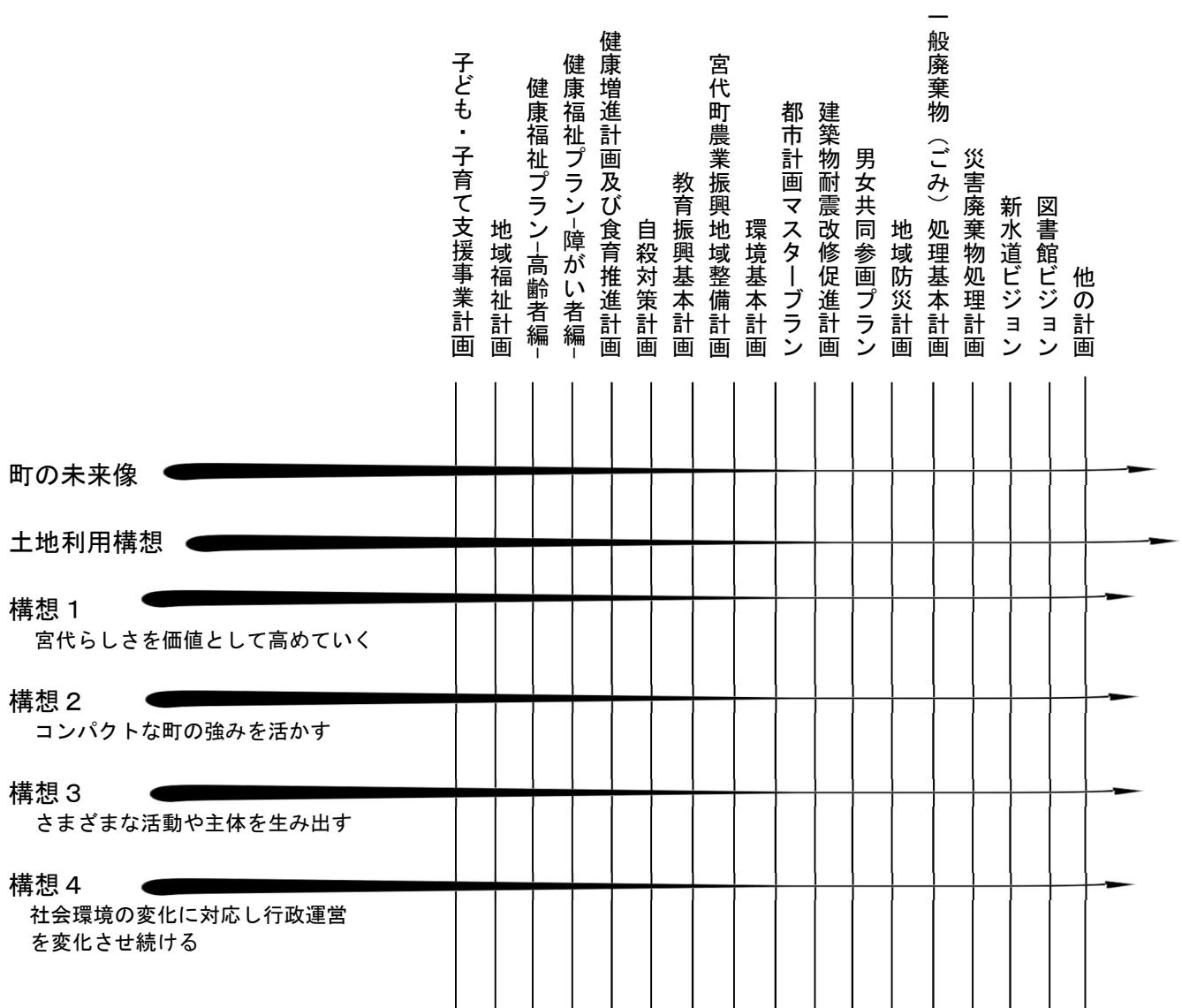
公共サービスの運営には、町民や民間の組織などの多様な主体がかかわることで、より生活者目線で民間的なノウハウや即応性を発揮できるものもあり、官がすべてを独占するのではなく、「官」か「民」かだけではなく、「官」と「民」が連携する、という視点も必要です。どちらも主役であるという視点で公共運営を進めていきます。

方針M 今後求められる機能を核とした公共施設の再編

公共施設は建設後数十年がたち、当初とは時代背景も人口構造も変化しています。建て替えにあたって重要なのは、建物そのものではなく、建物の機能、そこで行われている活動であるという視点です。同じ発想で建て替えるのではなく、施設の複合化や既存施設の利用転換などにより、その機能を維持できないか、あるいは新たに生まれた課題に対応できないかなど、総合的に考え公共施設の再編を進めていきます。

参 考

総合計画基本構想と他の行政計画との関係イメージ



主な行政計画一覧

計画名	概要	計画期間等
第2次男女共同参画プラン	女性と男性が対等なパートナーとして、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、お互いを尊重しあい、人のやさしさに溢れた住みよい社会の形成の実現を推進するための計画。	平成27年4月～令和4年3月
宮代町環境基本計画	町民、事業者、生産者、町の各主体が相互に協働しながら、水と緑に恵まれた宮代町の環境特性を最大限に生かして育てていけるようにするために、すべての主体がめざすべき共通の目標と、それを実現するうえでの具体的な道すじを定めた計画。	平成13年3月～
宮代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	長期的・総合的な視点に立った一般廃棄物処理のあり方を示すとともに、地球環境に配慮し、地球における循環型社会、低炭素社会を形成することを目的とした計画。	平成29年4月～令和14年3月
宮代町一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	長期的・総合的視点から生活排水の計画的処理の推進を図るための基本方針となるもので、生活排水処理全体の整合性を図りつつ、生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の適正な処理を進めるための指針となる計画	平成28年4月～令和8年3月
宮代町地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、これに必要な災害予防、災害応急対応及び災害復旧・復興に係る一連の対策を定めた計画。※隨時改定	平成30年3月～
宮代町災害廃棄物処理計画	宮代町地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応策を示すとともに、本町における平常時、初動期、応急対応期、災害復旧・復興期と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な対応を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指す計画。	令和2年4月～
宮代町交通安全計画	交通安全に関する施策の大綱を定めるものであり、国、県、町、関係機関、団体が緊密な連携のもと、町民と一緒に諸施策を推進するための計画	平成29年4月～令和3年3月
宮代町防犯計画	防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めた計画。	平成20年4月～
国民保護に関する宮代町計画	我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画。※隨時改定	令和3年3月～ (今年度策定中)
地域福祉計画	高齢者・障がい者・児童その他の各分野において、これらを包括的に推進していく方針を定めた計画。	平成30年4月～令和6年3月

計画名	概要	計画期間等
子ども・子育て支援事業計画	地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、地域のニーズに見合った施設・事業を計画的に整備・実施するための計画	令和2年4月～令和7年3月
健康増進計画及び食育推進計画	健康増進法、食育基本法に基づき、国や県の施策にあわせ近年の社会経済環境の変化や少子高齢化の進展など変化や多様化に対応した施策や事業するための計画。	平成31年4月～令和6年3月
自殺対策計画	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づき町民一人ひとりがかけがいのない命の大切さを考え、共に支えあう地域社会を目指し、自殺対策を総合的に推進するための計画。	令和2年4月～令和6年3月
みやしろ健康福祉プラン－高齢者編－【高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画】	高齢者が「住み慣れた地域で、安全に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を推進するための計画。 高齢者の保健・福祉サービスの供給体制の確保について定める「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業にかかる保険給付の実施について定める「介護保険事業計画」で構成。	平成30年4月～令和3年3月
みやしろ健康福祉プラン－障がい者編－	障がい者・障がい児が地域で安心して、その人らしく暮らせるまちづくりを推進するための計画。障がい者全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を定める「障がい者基本計画」と今後必要とされる福祉サービスを整備するための「障がい福祉計画」、障がい児のサービス提供体制の整備等を構築するための「障がい児福祉計画」で構成。	障がい者基本計画 平成30年4月～令和6年3月 障がい福祉計画 障がい児福祉計画 平成30年4月～令和3年3月
宮代町農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、地域の農業振興を図るために、農用地等の区域や農業生産基盤の整備等に関する施策を定めた計画。	平成24年度～
農地等の利用の最適化の推進に関する指針	地域の強みを生かしながら、活力ある農業、農村を築くための具体的な目標と推進方法を定めた指針	平成30年2月～令和6年3月
新水道ビジョン	将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していくための中長期経営計画。	平成30年4月～令和10年3月
都市計画マスタープラン	都市の将来像を明確にし、土地利用・都市開発・道路・公園づくりなど、都市計画（都市づくり）を定める際の基本的な方針を定めた計画。	令和3年4月～令和23年3月 (今年度策定中)

計画名	概要	計画期間等
建築物耐震改修促進計画	耐震改修促進法に基づき、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の被害を最小限に止め、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための計画。	令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月 (今年度策定中)
第 2 次図書館ビジョン	図書館運営の指針として、利用者のニーズや社会状況の変化に対応した図書館づくりを進めていくための基本理念（目指す将来像）や施策等を定めた計画。	令和 2 年 4 月～令和 12 年 3 月
宮代町教育振興基本計画	宮代町の教育の取り組み方針と目標、諸施策を定めた計画。	平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月
公共施設等総合管理計画	公共施設等の現状と課題を把握し、様々な課題に適正に対応するため、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画。	平成 27 年 4 月～令和 47 年 3 月
宮代町公共施設マネジメント計画	公共施設の課題整理、公共施設再配置の基本的考え方を定め、再編モデル案の効果と検証をまとめた計画	平成 23 年 11 月～